

1月21日(日)は愛媛県知事選挙の投票日



みんなそろって投票しましょう！

1月21日(日)は、愛媛県知事選挙の投票日です。県民の声が県政に反映される重要な選挙です。みんなそろって投票しましょう。これからの県政を誰に任せるのか冷静に考え、悔いの無い一票を投じましょう。

また、皆さんの一票が正しく県政に生かされるために、選挙区内の人への寄付行為は一切禁止されています。「贈らない、求めない、受け取らない」を心がけましょう。

投票時間

1月21日(日) 午前7時から午後8時まで(日吉地区については午後7時まで)

町内18の投票所で一斉に投票を行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れたり紛失されたりした方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

投票できる人

愛媛県知事選挙で投票できる方は、平成18年10月3日以前から鬼北町の住民基本台帳に登録されて

いる方で、引き続き鬼北町に住所を有し、かつ、昭和62年1月22日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。ただし、失権者を除きます。

期日前投票制度

投票は、投票日当日に行うことが原則ですが、仕事やレジャーなどで当日投票所に向いて投票することができない場合は、投票日の前であっても投票することができる制度です。

期日前投票をされる方は、告示日翌日(1月5日)から投票日前日(1月20日)までに期日前投票所(近永公民館1階会議室または鬼北町役場日吉支所1階会議室)で投票してください。受付時間は午前8時30分から午後8時(日吉支所は午後7時)までです。

愛媛県知事選挙の当日には20歳を迎えるが、期日前投票をしようとする日には未だ19歳である方は、期日前投票所に来られても従来の不在者投票での投票となりますのでご注意ください。

不在者投票制度

都合で他の市町へ滞在されている方は、不在者投票制度により次の方法で投票することができます。

- ① 滞在地から請求して行う場合、
- ② 不在者投票ができる病院や老人ホームなどに入院・入所している方でその施設長が本人の申し出により請求する場合、
- ③ 身障者および介護保険被保険者証の状態区分の欄に要介護5と記載されている方で選挙管理委員会に事前に申請されている方が郵便で請求する場合です。

問合せ先

鬼北町選挙管理委員会
☎ 45-1111 内線512

